一年総務省令第十三号）附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額		
一　次に掲げる額を合算して得た額 イ　算定対象原価（一）が平均原価（一）を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線（一）の加入者回線単価（一）のうち、平均単価（一）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。） ロ　基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ　基礎的電気通信役務原価（一）（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二　次に掲げる額を合算して得た額 イ　算定対象原価（二）が平均原価（二）を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線（二）の加入者回線単価（二）のうち、平均単価（二）を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。） ロ　基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ　基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額	第七条第一号	一　算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。） 二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三　法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
並びに加入者回線単価（一）及び加入者回線単価（二）	及び加入者回線単価	
基礎的電気通信役務原価	法第百九条第二項の原価	第七条第二号
この節並びに令和二年改正省令附則第三条及び第四条	この節	第十一条
基礎的電気通信役務原価	法第百九条第二項の原価（以下「基礎的電気通信役務原価」という。）	第十二条第一項
基礎的電気通信役務原価（一）及び基礎的電気通信役務原価（二）の別に区分し、それぞれ基礎的電気通信役務の提供	基礎的電気通信役務の提供	附則第八項

第二条第六号		
	平均単価（一） 除して得た額	基準単価（一） 除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価（一）の標準偏差の二倍の額を加えた額

第二条第三号		
	平均単価 除して得た額	基準単価 除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額